

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）1 / 2

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号口と同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8 | …法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）」

「9」法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）2／2

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消
71	建築大工			8																								
64	型枠施工			8	8																							
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																						8	
72	左官				8																							
57	とび・とび工					8																					8	
5B	とび・とび工（附則第4条該当）					8																					8	
73	コンクリート圧送施工					8																						
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）					8																					8	
66	ウェルポイント施工					8																						
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）					8																					8	
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																											
75	給排水衛生設備配管																											
76	配管（注1）・配管工																											
70	建築板金「ダクト板金作業」							8								8												
77	タイル張り・タイル張り工								8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																		
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							8		8																		
80	石工・石材施工・石積み							8																				
81	鉄工（注2）・製罐																											
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8																	
83	工場板金											8																
84	板金・建築板金・板金工（注4）							8				8																
85	板金・板金工・打出し板金											8																
86	かわらぶき・スレート施工								8									8										
87	ガラス施工																	8										
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8											
89	建築塗装・建築塗装工																8											
90	金属塗装・金属塗装工																8											
91	噴霧塗装																8											
67	路面標示施工																8											
92	曇製作・曇工																	8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表員工																8											
94	熱絶縁施工																	8										
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																		8									
96	造園																											
97	防水施工																	8										
98	さく井																		8									
61	地すべり防止工事	【1年】						8												8								
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	【1年】						8												8							8	
40	基礎ぐい工事							8																				
62	建築設備土	【1年】																										
63	計装	【1年】																										
60	解体工事																											8
その他	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。